

岩手県地域防災計画（火山災害対策編）

新旧対照表

（案）

目 次

第1章 総則

第6節 防災関係機関の責務及び業務の大綱	1
第7節 県土の概況	3

第2章 災害予防計画

第5節 気象業務整備計画	5
第20節 事業継続対策計画	13

第3章 災害応急対策計画

第1節 活動体制計画	14
第2節 火山に関する予報・警報・情報及び気象予報・警報等の伝達計画	16
第7節 広報広聴計画	24
第17節 災害救助法の適用計画	25
第18節 避難・救出計画	26
第19節 医療・保健計画	29
第23節 応急仮設住宅の建設等及び応急修理計画	30
第26節 行方不明者等の搜索及び遺体の処理・埋葬計画	31

頁	現 計 画	修 正 案																				
3-1-2	<p>第6節 防災関係機関の責務及び業務の大綱</p> <p>第1 [略]</p> <p>第2 防災関係機関の業務の大綱</p> <p>1 [略]</p> <p>2 指定地方行政機関</p>	<p>第6節 防災関係機関の責務及び業務の大綱</p> <p>第1 [略]</p> <p>第2 防災関係機関の業務の大綱</p> <p>1 [略]</p> <p>2 指定地方行政機関</p>																				
3-1-3	<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="256 443 395 488">機関名</th> <th data-bbox="395 443 837 488">業務の大綱</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="256 488 395 533">[略]</td> <td data-bbox="395 488 837 533">[略]</td> </tr> <tr> <td data-bbox="256 533 395 667">東北経済産業局</td> <td data-bbox="395 533 837 667">(1) 工業用水道の応急・復旧対策に関すること (2) (3) [略]</td> </tr> <tr> <td data-bbox="256 667 395 1070">関東東北産業保安監督部 〔東北支部〕</td> <td data-bbox="395 667 837 1070">(1) 電気、都市ガス、高圧ガス、火薬類等の保安対策及び<u>応急復旧対策</u>に関すること。 (2) <u>鉱山</u>に関する災害の防止に関すること。 (3) <u>鉱山</u>における災害応急対策に関すること。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="256 1070 395 1115">[略]</td> <td data-bbox="395 1070 837 1115">[略]</td> </tr> </tbody> </table>	機関名	業務の大綱	[略]	[略]	東北経済産業局	(1) 工業用水道の応急・復旧対策に関すること (2) (3) [略]	関東東北産業保安監督部 〔東北支部〕	(1) 電気、都市ガス、高圧ガス、火薬類等の保安対策及び <u>応急復旧対策</u> に関すること。 (2) <u>鉱山</u> に関する災害の防止に関すること。 (3) <u>鉱山</u> における災害応急対策に関すること。	[略]	[略]	<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="863 443 1002 488">機関名</th> <th data-bbox="1002 443 1444 488">業務の大綱</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="863 488 1002 533">[略]</td> <td data-bbox="1002 488 1444 533">[略]</td> </tr> <tr> <td data-bbox="863 533 1002 667">東北経済産業局</td> <td data-bbox="1002 533 1444 667">(1) 工業用水道の応急復旧対策に関すること (2) (3) [略]</td> </tr> <tr> <td data-bbox="863 667 1002 1070">関東東北産業保安監督部 〔東北支部〕</td> <td data-bbox="1002 667 1444 1070">(1) 電気、都市ガス、高圧ガス、火薬類等の保安対策<u>及び</u><u>応急復旧対策</u>に関すること。 (2) <u>電気、都市ガス等の応急復旧対策</u>に関すること。 (3) <u>鉱山</u>に関する災害の防止に関すること。 (4) <u>鉱山</u>における災害応急対策に関すること。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="863 1070 1002 1115">[略]</td> <td data-bbox="1002 1070 1444 1115">[略]</td> </tr> </tbody> </table>	機関名	業務の大綱	[略]	[略]	東北経済産業局	(1) 工業用水道の応急復旧対策に関すること (2) (3) [略]	関東東北産業保安監督部 〔東北支部〕	(1) 電気、都市ガス、高圧ガス、火薬類等の保安対策 <u>及び</u> <u>応急復旧対策</u> に関すること。 (2) <u>電気、都市ガス等の応急復旧対策</u> に関すること。 (3) <u>鉱山</u> に関する災害の防止に関すること。 (4) <u>鉱山</u> における災害応急対策に関すること。	[略]	[略]
機関名	業務の大綱																					
[略]	[略]																					
東北経済産業局	(1) 工業用水道の応急・復旧対策に関すること (2) (3) [略]																					
関東東北産業保安監督部 〔東北支部〕	(1) 電気、都市ガス、高圧ガス、火薬類等の保安対策及び <u>応急復旧対策</u> に関すること。 (2) <u>鉱山</u> に関する災害の防止に関すること。 (3) <u>鉱山</u> における災害応急対策に関すること。																					
[略]	[略]																					
機関名	業務の大綱																					
[略]	[略]																					
東北経済産業局	(1) 工業用水道の応急復旧対策に関すること (2) (3) [略]																					
関東東北産業保安監督部 〔東北支部〕	(1) 電気、都市ガス、高圧ガス、火薬類等の保安対策 <u>及び</u> <u>応急復旧対策</u> に関すること。 (2) <u>電気、都市ガス等の応急復旧対策</u> に関すること。 (3) <u>鉱山</u> に関する災害の防止に関すること。 (4) <u>鉱山</u> における災害応急対策に関すること。																					
[略]	[略]																					
3-1-4	<table border="1"> <tbody> <tr> <td data-bbox="256 1081 395 1709">仙台管区気象台 〔盛岡地方気象台〕</td> <td data-bbox="395 1081 837 1709">(1) 気象、地象、水象の観測及びその成果の収集、<u>発表</u>に関すること。 (2) 気象、地象（地震にあつては、発生した断層運動による地震動に限る）、<u>水象の予報・警報等の防災情報の発表、伝達及び解説</u>に関すること。 (3) (4) [略] (5) 防災気象情報の理解促進及<u>び</u><u>防災知識の普及啓発</u>に関すること。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="256 1709 395 1753">[略]</td> <td data-bbox="395 1709 837 1753">[略]</td> </tr> <tr> <td data-bbox="256 1753 395 1977">東北地方環境事務所</td> <td data-bbox="395 1753 837 1977">(1)～(4) [略]</td> </tr> <tr> <td data-bbox="256 1977 395 2022">[略]</td> <td data-bbox="395 1977 837 2022">[略]</td> </tr> </tbody> </table> <p>3、4 [略]</p>	仙台管区気象台 〔盛岡地方気象台〕	(1) 気象、地象、水象の観測及びその成果の収集、 <u>発表</u> に関すること。 (2) 気象、地象（地震にあつては、発生した断層運動による地震動に限る）、 <u>水象の予報・警報等の防災情報の発表、伝達及び解説</u> に関すること。 (3) (4) [略] (5) 防災気象情報の理解促進及 <u>び</u> <u>防災知識の普及啓発</u> に関すること。	[略]	[略]	東北地方環境事務所	(1)～(4) [略]	[略]	[略]	<table border="1"> <tbody> <tr> <td data-bbox="863 1081 1002 1709">仙台管区気象台 〔盛岡地方気象台〕</td> <td data-bbox="1002 1081 1444 1709">(1) 気象、地象、<u>地動及び</u>水象の観測<u>並びに</u>その成果の収集<u>及び</u>発表に関すること。 (2) 気象、地象（地震にあつては、発生した断層運動による地震動に限る。）<u>及び</u>水象の予報<u>及び</u>警報等の防災情報の発表、伝達及び解説に関すること。 (3) (4) [略] (5) 防災気象情報の理解促進、<u>防</u><u>災</u><u>知</u><u>識</u>の普及啓発に関すること。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="863 1709 1002 1753">[略]</td> <td data-bbox="1002 1709 1444 1753">[略]</td> </tr> <tr> <td data-bbox="863 1753 1002 1977">東北地方環境事務所</td> <td data-bbox="1002 1753 1444 1977">(1)～(4) [略] (5) <u>愛玩動物の救護活動状況の把握、関係機関との連絡調整や支援要請等及び救護支援の実施</u>に関すること。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="863 1977 1002 2022">[略]</td> <td data-bbox="1002 1977 1444 2022">[略]</td> </tr> </tbody> </table> <p>3、4 [略]</p>	仙台管区気象台 〔盛岡地方気象台〕	(1) 気象、地象、 <u>地動及び</u> 水象の観測 <u>並びに</u> その成果の収集 <u>及び</u> 発表に関すること。 (2) 気象、地象（地震にあつては、発生した断層運動による地震動に限る。） <u>及び</u> 水象の予報 <u>及び</u> 警報等の防災情報の発表、伝達及び解説に関すること。 (3) (4) [略] (5) 防災気象情報の理解促進、 <u>防</u> <u>災</u> <u>知</u> <u>識</u> の普及啓発に関すること。	[略]	[略]	東北地方環境事務所	(1)～(4) [略] (5) <u>愛玩動物の救護活動状況の把握、関係機関との連絡調整や支援要請等及び救護支援の実施</u> に関すること。	[略]	[略]				
仙台管区気象台 〔盛岡地方気象台〕	(1) 気象、地象、水象の観測及びその成果の収集、 <u>発表</u> に関すること。 (2) 気象、地象（地震にあつては、発生した断層運動による地震動に限る）、 <u>水象の予報・警報等の防災情報の発表、伝達及び解説</u> に関すること。 (3) (4) [略] (5) 防災気象情報の理解促進及 <u>び</u> <u>防災知識の普及啓発</u> に関すること。																					
[略]	[略]																					
東北地方環境事務所	(1)～(4) [略]																					
[略]	[略]																					
仙台管区気象台 〔盛岡地方気象台〕	(1) 気象、地象、 <u>地動及び</u> 水象の観測 <u>並びに</u> その成果の収集 <u>及び</u> 発表に関すること。 (2) 気象、地象（地震にあつては、発生した断層運動による地震動に限る。） <u>及び</u> 水象の予報 <u>及び</u> 警報等の防災情報の発表、伝達及び解説に関すること。 (3) (4) [略] (5) 防災気象情報の理解促進、 <u>防</u> <u>災</u> <u>知</u> <u>識</u> の普及啓発に関すること。																					
[略]	[略]																					
東北地方環境事務所	(1)～(4) [略] (5) <u>愛玩動物の救護活動状況の把握、関係機関との連絡調整や支援要請等及び救護支援の実施</u> に関すること。																					
[略]	[略]																					

3-1-6	5 指定地方公共機関		5 指定地方公共機関	
	機関名	業務の大綱	機関名	業務の大綱
	[略]	[略]	[略]	[略]
3-1-7	(一社)岩手県獣医師会	(1) 災害時における愛玩動物の応急治療及び保護に関すること。	(一社)岩手県獣医師会	(1) 災害時における愛玩動物の応急治療及び保護・ <u>管理</u> に関すること。
修正理由	<input type="radio"/> 「人とペットの災害対策ガイドライン（環境省）」の改定に伴う修正 <input type="radio"/> 「災害時における動物の救護活動に関する協定書」内容の反映 <input type="radio"/> 所要の修正			

頁	現 計 画	修 正 案												
3-1-9	<p>第7節 県土の概況</p> <p>1、2 [略]</p> <p>3 地勢、地質</p> <p>(1)～(3) [略]</p>	<p>第7節 県土の概況</p> <p>1、2 [略]</p> <p>3 地勢、地質</p> <p>(1)～(3) [略]</p> <p>(4) 火山</p> <p>ア 県内の活火山</p> <p>○ [略]</p> <table border="1"> <tr> <td>火山名</td> <td>火山周辺市町村</td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>栗駒山</td> <td>一関市、奥州市</td> </tr> </table> <p>イ [略]</p> <p>ウ 予測される火山災害</p> <p>○ [略]</p> <p>○ [略]</p> <p>○ 栗駒山の火山活動に伴い予想される噴火規模・現象は次のとおりである。</p> <p>(資料編1-6-10 栗駒山火山ハザードマップ(平成30年作成)による)</p> <p>①噴火規模・態様</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>態様</th> <th>規模</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>水蒸気噴火</td> <td>約4千年前の噴火の最大規模を参考に同程度(火山灰の噴出量230万m³)</td> </tr> <tr> <td>マグマ噴火 (マグマ水蒸気噴火を含む)</td> <td>過去約1万年間の噴火の最大規模を参考に同程度(マグマ噴出量500万m³)</td> </tr> </tbody> </table>	火山名	火山周辺市町村	[略]	[略]	栗駒山	一関市、奥州市	態様	規模	水蒸気噴火	約4千年前の噴火の最大規模を参考に同程度(火山灰の噴出量230万m ³)	マグマ噴火 (マグマ水蒸気噴火を含む)	過去約1万年間の噴火の最大規模を参考に同程度(マグマ噴出量500万m ³)
火山名	火山周辺市町村													
[略]	[略]													
栗駒山	一関市、奥州市													
態様	規模													
水蒸気噴火	約4千年前の噴火の最大規模を参考に同程度(火山灰の噴出量230万m ³)													
マグマ噴火 (マグマ水蒸気噴火を含む)	過去約1万年間の噴火の最大規模を参考に同程度(マグマ噴出量500万m ³)													
3-1-10	<p>(4) 火山</p> <p>ア 県内の活火山</p> <p>○ [略]</p> <table border="1"> <tr> <td>火山名</td> <td>火山周辺市町村</td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>栗駒山</td> <td>一関市、奥州市</td> </tr> </table>		火山名	火山周辺市町村	[略]	[略]	栗駒山	一関市、奥州市						
火山名	火山周辺市町村													
[略]	[略]													
栗駒山	一関市、奥州市													
3-1-11	<p>イ [略]</p> <p>ウ 予測される火山災害</p> <p>○ [略]</p> <p>○ [略]</p>													
3-1-12	<p>○ [略]</p> <p>○ [略]</p>													

		②火山噴火の現象											
		態様	噴火火砕物 (火山灰)	噴石	溶岩流・溶岩ドーム	火砕流	火砕サージ	土石流	火山泥流	火口噴出型泥流	火山ガス	強酸性水の流下	巨大地すべり・山体崩壊
		水蒸気噴火	○	○	＝	○	○	○	＝	○	○	○	○
		マグマ噴火	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
(注1)～(注4) [略]		(注1)～(注4) [略]											
		<u>(注5) 火口噴出型泥流とは、火口から噴火とほぼ同時に泥水が噴き出し、流下する現象である。</u>											
		<u>(注6) 地すべりとは土塊又は岩塊が斜面上を下方へ徐々に移動する現象である。</u>											
		<u>(注7) 山体崩壊とは、火山体の一部が水蒸気爆発やマグマ貫入によって不安定となって、大規模に崩壊する現象である。</u>											
修正理由	○ 栗駒山火山避難計画策定に伴う修正												

頁	現 計 画	修 正 案																																																																						
3-2-9	<p align="center">第5節 気象業務整備計画</p> <p>第1 [略]</p> <p>第2 気象業務の実施体制の整備</p> <p>1 [略]</p> <p>2 情報処理・通信システムの整備・充実</p> <p>○ [略]</p> <p>(1)～(5) [略]</p> <p>(6) 火山観測施設</p> <p>[略]</p>	<p align="center">第5節 気象業務整備計画</p> <p>第1 [略]</p> <p>第2 気象業務の実施体制の整備</p> <p>1 [略]</p> <p>2 情報処理・通信システムの整備・充実</p> <p>○ [略]</p> <p>(1)～(5) [略]</p> <p>(6) 火山観測施設</p> <p>[略]</p>																																																																						
3-2-10	<p>(気象庁以外の機関が設置している主な観測施設)</p> <table border="1" data-bbox="272 618 839 1619"> <thead> <tr> <th colspan="2">施設等名</th> <th>箇所数</th> <th>設置機関</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>[略]</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>GNSS 連続観測システム</td> <td>電子基準点34 地殻変動観測施設4 験潮場GPS観測局1</td> <td>39</td> <td>国土交通省国土地理院</td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">岩手山遠望観測施設</td> <td>カメラ17</td> <td>14</td> <td>国土交通省東北地方整備局 岩手河川国道事務所</td> </tr> <tr> <td>カメラ1</td> <td>1</td> <td>岩手大学</td> </tr> <tr> <td>カメラ1</td> <td>1</td> <td>雫石町</td> </tr> <tr> <td>土石流監視システム</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> </tbody> </table>	施設等名		箇所数	設置機関	[略]	[略]	[略]	[略]	GNSS 連続観測システム	電子基準点34 地殻変動観測施設4 験潮場GPS観測局1	39	国土交通省国土地理院	[略]	[略]	[略]	[略]	岩手山遠望観測施設	カメラ17	14	国土交通省東北地方整備局 岩手河川国道事務所	カメラ1	1	岩手大学	カメラ1	1	雫石町	土石流監視システム	[略]	[略]	[略]	<p>(気象庁以外の機関が設置している主な観測施設)</p> <table border="1" data-bbox="880 618 1447 1935"> <thead> <tr> <th colspan="2">施設等名</th> <th>箇所数</th> <th>設置機関</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>[略]</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>GNSS 連続観測システム</td> <td>電子基準点34 地殻変動観測施設4 験潮場GNSS観測局1</td> <td>39</td> <td>国土交通省国土地理院</td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">岩手山遠望観測施設</td> <td>カメラ17</td> <td>14</td> <td>国土交通省東北地方整備局 岩手河川国道事務所</td> </tr> <tr> <td>カメラ1</td> <td>1</td> <td>岩手大学</td> </tr> <tr> <td>カメラ1</td> <td>1</td> <td>雫石町</td> </tr> <tr> <td>土石流監視システム</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">栗駒山火山観測点</td> <td>GNSS</td> <td>2</td> <td>国土交通省国土地理院</td> </tr> <tr> <td>GNSS</td> <td>2</td> <td>東北大学</td> </tr> <tr> <td>地震計</td> <td>2</td> <td>防災科学技術研究所</td> </tr> </tbody> </table>	施設等名		箇所数	設置機関	[略]	[略]	[略]	[略]	GNSS 連続観測システム	電子基準点34 地殻変動観測施設4 験潮場GNSS観測局1	39	国土交通省国土地理院	[略]	[略]	[略]	[略]	岩手山遠望観測施設	カメラ17	14	国土交通省東北地方整備局 岩手河川国道事務所	カメラ1	1	岩手大学	カメラ1	1	雫石町	土石流監視システム	[略]	[略]	[略]	栗駒山火山観測点	GNSS	2	国土交通省国土地理院	GNSS	2	東北大学	地震計	2	防災科学技術研究所
施設等名		箇所数	設置機関																																																																					
[略]	[略]	[略]	[略]																																																																					
GNSS 連続観測システム	電子基準点34 地殻変動観測施設4 験潮場GPS観測局1	39	国土交通省国土地理院																																																																					
[略]	[略]	[略]	[略]																																																																					
岩手山遠望観測施設	カメラ17	14	国土交通省東北地方整備局 岩手河川国道事務所																																																																					
	カメラ1	1	岩手大学																																																																					
	カメラ1	1	雫石町																																																																					
土石流監視システム	[略]	[略]	[略]																																																																					
施設等名		箇所数	設置機関																																																																					
[略]	[略]	[略]	[略]																																																																					
GNSS 連続観測システム	電子基準点34 地殻変動観測施設4 験潮場GNSS観測局1	39	国土交通省国土地理院																																																																					
[略]	[略]	[略]	[略]																																																																					
岩手山遠望観測施設	カメラ17	14	国土交通省東北地方整備局 岩手河川国道事務所																																																																					
	カメラ1	1	岩手大学																																																																					
	カメラ1	1	雫石町																																																																					
土石流監視システム	[略]	[略]	[略]																																																																					
栗駒山火山観測点	GNSS	2	国土交通省国土地理院																																																																					
	GNSS	2	東北大学																																																																					
	地震計	2	防災科学技術研究所																																																																					
3-2-11	<p>第3 情報収集、伝達体制の整備</p> <p>○ [略]</p> <p>○ [略]</p>	<p>第3 情報収集、伝達体制の整備</p> <p>○ [略]</p> <p>○ [略]</p>																																																																						

3-2-12

○ 仙台管区気象台（盛岡地方気象台）は、岩手山及び秋田駒ヶ岳についての火山活動の状況と防災対応の必要性を示すため、噴火警戒レベルの運用を行う。

①火山に関する予報・警報・情報の種類と内容
火山編別紙1のとおり

②噴火警戒レベルが運用されている火山の噴火警報・噴火予報

名称	対象範囲	噴火警戒レベル (キーワード)	発表基準
噴火警報（居住地域）又は噴火警報	[略]	レベル5 (避難)	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が切迫している状態と予想される場合
		レベル4 (避難準備)	[略]
噴火警報（火口周辺）又は火口周辺警報	[略]	レベル3 (入山規制)	居住地域の近くまで重大な影響を及ぼす噴火が発生すると予想される場合
		レベル2 (火口周辺規制)	火口周辺に影響を及ぼす噴火が発生すると予想される場合

○ 仙台管区気象台（盛岡地方気象台）は、岩手山、秋田駒ヶ岳及び栗駒山についての火山活動の状況と防災対応の必要性を示すため、噴火警戒レベルの運用を行う。

①火山に関する予報・警報・情報の種類と内容
火山編別紙1のとおり

②噴火警戒レベルが運用されている火山の噴火警報・噴火予報

名称	対象範囲	噴火警戒レベル (キーワード)	発表基準
噴火警報（居住地域）又は噴火警報	[略]	レベル5 (避難)	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が <u>発生、あるいは切迫</u> している状態と予想される場合
		レベル4 (避難準備)	[略]
噴火警報（火口周辺）又は火口周辺警報	[略]	レベル3 (入山規制)	居住地域の近くまで重大な影響を及ぼす <u>(この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ)</u> 噴火が発生、あるいは発生すると予想される場合
		レベル2 (火口周辺規制)	火口周辺に影響を及ぼす <u>(この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ)</u> 噴火が発生、あるいは発生すると

3-2-13							予想される 場合
	噴火予報	[略]	レベル1 (活火山 であるこ とに留意)	<u>予想される 火山現象の 状況が静穏 である場合、 その他火口 周辺等にお いても影響 を及ぼすお それがない 場合</u>	噴火予報	[略]	レベル1 (活火山 であるこ とに留意)

③噴火警戒レベルが運用されていない火山の噴火警報・噴火予報

名称	対象範囲	キーワード	発表基準
噴火警報(居住地域)又は噴火警報	[略]	居住地域 嚴重警戒	居住地域に 重大な被害 を及ぼす噴 火が発生す る可能性が 高まってき ていると予 想される場 合
噴火警報(火口周辺)又は火口周辺警報	[略]	入山危険	居住地域の 近くまで重 大な影響を 及ぼす噴火 が発生する と予想され る場合
		火口周辺 危険	火口周辺に 影響を及ぼ す噴火が発 生すると予

③噴火警戒レベルが運用されていない火山の噴火警報・噴火予報

名称	対象範囲	キーワード	発表基準
噴火警報(居住地域)又は噴火警報	[略]	居住地域 嚴重警戒	居住地域に 重大な被害 を及ぼす噴 火が発生、 <u>あ るいは発生 する可能性 が高まって きていると 予想される 場合</u>
噴火警報(火口周辺)又は火口周辺警報	[略]	入山危険	居住地域の 近くまで重 大な影響を 及ぼす(<u>この 範囲に入っ た場合には 生命に危険 が及ぶ</u>)噴火 が発生、 <u>あ るいは発生 すると予想 される場合</u>
		火口周辺 危険	火口周辺に 影響を及ぼ す(<u>この範囲 に入った場</u>

				想される場合				合には生命に危険が及ぶ)噴火が発生、あるいは発生すると予想される場合
	噴火予報	[略]	活火山であることに留意	予想される火山現象の状況が静穏である場合、その他火口周辺等においても影響を及ぼすおそれがない場合	噴火予報	[略]	活火山であることに留意	火山活動は静穏。火山活動の状態によって、火口内で火山灰の噴出等が見られる(この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ)場合
3-2-14	④岩手山の噴火警戒レベル(概要版) [略] 〔岩手山噴火警戒レベル(詳細版) 資料編2-4-3〕 〔岩手山噴火警戒レベルにおける居住地域等の範囲 資料編2-4-4〕				④岩手山の噴火警戒レベル(概要版) [略] 〔岩手山噴火警戒レベル(詳細版) 資料編2-4-3〕 〔岩手山噴火警戒レベルにおける居住地域等の範囲 資料編2-4-4〕 〔岩手山の噴火警戒レベル判定基準 資料編2-4-5〕			
3-2-15	⑤秋田駒ヶ岳の噴火警戒レベル(概要版) [略] 〔秋田駒ヶ岳噴火警戒レベルにおける火山活動の状況と影響範囲 資料編2-4-5〕 〔秋田駒ヶ岳噴火警戒レベル毎の防災対応 資料編2-4-6〕				⑤秋田駒ヶ岳の噴火警戒レベル(概要版) [略] 〔秋田駒ヶ岳噴火警戒レベルにおける火山活動の状況と影響範囲 資料編2-4-6〕 〔秋田駒ヶ岳噴火警戒レベル毎の防災対応 資料編2-4-7〕 〔秋田駒ヶ岳の噴火警戒レベル判定基準 資料編2-4-8〕			
					⑥栗駒山の噴火警戒レベル(概要版) 平成31年3月栗駒山火山防災協議会火山編別紙2のとおり 〔栗駒山噴火警戒レベルにおける避難・規制対象範囲 資料編2-4-9〕 〔栗駒山の噴火警戒レベル判定基準 資料編2-4-10〕			
修正理由	○ 栗駒山火山避難計画策定に伴う修正 ○ 所要の修正							

火山に関する予報・警報・情報の種類と内容（現計画）

種 類	内 容
噴火警報（居住地域）又は噴火警報	<p>噴火に伴って発生し生命に危険を及ぼす火山現象の発生やその拡大が予想される場合に、対象範囲を明示して発表。対象範囲に居住地域が含まれる場合は噴火警報（居住地域）又は噴火警報、含まれない場合は噴火警報（火口周辺）又は火口周辺警報として発表。</p> <p>・噴火警報（居住地域）又は噴火警報は、火山現象特別警報に位置づけられる。</p>
噴火警報（火口周辺）又は火口周辺警報	
噴火予報	<p>噴火警報を解除する場合、又は火山活動が静穏（活火山であることに留意）な状態が続くことを知らせる場合にその旨を発表。</p>
降灰予報(定時)	<p>噴火警報発表中の火山で、予想される噴火により住民等に影響を及ぼす降灰のおそれがある場合において、噴火の発生に関わらず、一定規模の噴火を仮定して、18時間先（3時間ごと）までに噴火した場合に予想される降灰範囲や小さな噴石の落下範囲について定期的に発表。</p>
降灰予報(速報)	<p>予想される降灰量分布（市町村単位）、小さな噴石の落下範囲等について、噴火後速やかに（5～10分程度）発表。</p>
降灰予報(詳細)	<p>予想される降灰範囲や降灰量（市町村単位）、降灰開始時間について、噴火後（20分から30分程度）に発表。</p>
火山現象に関する情報等	<p>噴火警報・予報及び降灰予報以外に、火山活動の状況等をお知らせするための情報等で、気象庁及び仙台管区気象台が発表。</p> <p>臨時に発表する際は、火山活動のリスクの高まりが伝わるよう、臨時的発表であることを明示して発表。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・火山の状況に関する解説情報 <ul style="list-style-type: none"> 火山性地震や微動の回数、噴火等の状況や警戒事項を取りまとめたもので、定期的又は必要に応じて臨時に発表。 ・火山活動解説資料 <ul style="list-style-type: none"> 地図や図表等を用いて火山活動の状況や警戒事項を詳細にとりまとめたもので、毎月又は必要に応じて臨時に発表。 ・週間火山概況 <ul style="list-style-type: none"> 過去一週間の火山活動の状況や警戒事項を取りまとめたもので、毎週金曜日に発表 ・月間火山概況 <ul style="list-style-type: none"> 前月一ヶ月間の火山活動の状況や警戒事項を取りまとめたもので、毎月上旬に発表。 ・噴火に関する火山観測報 <ul style="list-style-type: none"> 噴火が発生したときに、発生時刻や噴煙高度等の情報を直ちに発表。
噴火速報	<p>常時観測火山において、初めて噴火した場合、また、継続的に噴火している火山でそれまでの規模を上回る噴火を確認した場合に発表。視界不良により遠望カメラでの確認ができない場合でも、地震計や空振計のデータで推定できる場合は、「噴火したもよう」として発表。</p>

火山に関する予報・警報・情報の種類と内容（修正案）

種 類	内 容
噴火警報（居住地域）又は噴火警報	噴火に伴って発生し生命に危険を及ぼす火山現象の発生やその拡大が予想される場合に、 <u>警戒が必要な範囲を明示して発表。警戒が必要な範囲に居住地域が含まれる場合は噴火警報（居住地域）又は噴火警報、含まれない場合は噴火警報（火口周辺）又は火口周辺警報として発表。</u>
噴火警報（火口周辺）又は火口周辺警報	・噴火警報（居住地域）又は噴火警報は、 <u>警戒が必要な居住地域を含む市町村に対する火山現象特別警報に位置づけられる。</u>
噴火予報	<u>予想される火山現象の状況が静穏である場合、その他火口の周辺においても影響を及ぼすおそれがない場合で、火山の状態の変化等を周知する必要があると認める場合に発表。</u>
降灰予報(定時)	噴火警報発表中の火山で、噴火により <u>人々の生活等に影響を及ぼす降灰が予想される場合に定期的（3時間ごと）に発表。18時間先（3時間区切り）までに噴火した場合に予想される降灰範囲や小さな噴石の落下範囲を提供。</u>
降灰予報(速報)	<u>噴火が発生した火山に対して、事前計算した降灰予測結果の中から最適なものを抽出して、噴火発生後5～10分程度で発表。</u>
降灰予報(詳細)	<u>噴火が発生した火山に対して、降灰予測計算（数値シミュレーション計算）を行い、噴火発生後20～30分程度で発表。噴火発生から6時間先まで（1時間ごと）に予想される降灰量分布や降灰開始時刻を提供</u>
火山ガス予報	<u>居住地域に長期間影響するような多量の火山ガスの放出がある場合に、火山ガスの濃度が高まる可能性のある地域を発表。</u>
火山現象に関する情報等	<p>噴火警報・予報及び降灰予報以外に、火山活動の状況等をお知らせするための情報等で、気象庁及び仙台管区气象台が発表。</p> <p>臨時に発表する際は、火山活動のリスクの高まりが伝わるよう、臨時の発表であることを明示して発表。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・火山の状況に関する解説情報 <p>火山性地震や微動の回数、噴火等の状況や警戒事項を取りまとめたもので、定期的又は必要に応じて臨時に発表。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・火山活動解説資料 <p>地図や図表等を用いて火山活動の状況や警戒事項を詳細にとりまとめたもので、毎月又は必要に応じて臨時に発表。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・月間火山概況 <p>前月一ヶ月間の火山活動の状況や警戒事項を取りまとめたもので、毎月上旬に発表。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・噴火に関する火山観測報 <p><u>主に航空関係機関向けの情報で、噴火が発生したときに、発生時刻や噴煙高度等の情報を直ちに発表。</u></p>
噴火速報	<p><u>噴火の発生事実を迅速に発表する情報。登山者や周辺の住民に火山が噴火したことを端的にいち早く伝え、身を守る行動を取ってもらうために発表。視界不良により遠望カメラでの確認ができない場合でも、地震計や空振計のデータで推定できる場合は、「噴火したもよう」として発表。</u></p> <p><u>なお、以下のような場合には発表しない。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・普段から噴火している火山において、普段と同じ規模の噴火が発生し

	<u>た場合</u> ・噴火の規模が小さく、噴火が発生した事実をすぐに確認できない場合
--	--

備考1 降灰予報（定時）を公表中の火山では、降灰への防災対応が必要となる「やや多量」以上の降灰が予想された場合に、降灰予報（速報）又は降灰予報（詳細）を公表

備考2 降灰予報（定時）が未発表の火山では、噴火に伴う降灰域を速やかに伝えるために予測された降灰が「少量」のみであっても、必要に応じて、降灰予報（速報）又は降灰予報（詳細）を公表

備考3 降灰予報（速報）を公表した場合には、予想降灰量によらず、降灰予報（詳細）も公表

火山編別紙 2

栗駒山噴火警戒レベル (概要版)

種別	名称	対象範囲	レベル (キーワード)	火山活動の状況	住民等の行動及び登山者・入山者等への対応	想定される現象等
特別警報	噴火警報 (居住地域) 又は噴火警報	居住地域及びそれより火口側	5 (避難)	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生、あるいは切迫している状態にある。	危険な居住地域からの避難等。	融雪型火山泥流が居住地域まで到達、あるいは切迫している。 【過去事例】 有史以降事例なし
			4 (避難準備)	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生すると予想される (可能性が高まっている)。	警戒が必要な居住地域での避難準備等が必要。 要配慮者の避難等が必要。	融雪型火山泥流が居住地域まで到達するような噴火の発生が予想される。 【過去事例】 有史以降事例なし
警報	噴火警報 (火口周辺) 又は火口周辺警報	火口から居住地域近くまで	3 (入山規制)	居住地域の近くまで重大な影響を及ぼす (この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ) 噴火が発生、あるいは発生すると予想される。	火口から居住地域近くまでの範囲への立入規制等。 状況に応じて要配慮者の避難準備等が必要。特定地域の避難等が必要。 住民は通常の生活。	火口から概ね 4 km 以内に大きな噴石の飛散する噴火の発生またはその可能性。 火口から居住地域近くまで火砕流・火砕サージ・融雪型火山泥流が到達、またはその可能性。 【過去事例】 有史以降事例なし
		火口周辺	2 (火口周辺規制)	火口周辺に影響を及ぼす (この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ) 噴火が発生、あるいは発生すると予想される。	火口周辺への立入規制等。 住民は通常の生活。	火口から概ね 800m 以内に大きな噴石の飛散、火口周辺に火砕流・火砕サージが流下するような噴火の発生またはその可能性。 【過去事例】 1744年の噴火、1944年の噴火
予報	噴火予報	火口内等	1 (活火山であることに留意)	火山活動は静穏。火山活動の状態によって、火口内で火山灰の噴出等が見られる (この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ)。	状況に応じて火口内への立入規制等。	状況により火口内に影響する程度の噴出の可能性。

※特定地域とは、居住地域よりも栗駒山の想定火口に近いところに位置する温泉等の施設が含まれる地域を指す。居住地域より早期に避難等の対応が必要になる場合がある。(須川温泉周辺地域、イワカガミ平)

※融雪型火山泥流は積雪期のみ想定される。

※レベル 3 以上の火砕流・火砕サージの影響範囲は、到達範囲の推移など火山活動の状況をみながら判断する。

頁	現 計 画	修 正 案
3-2-43	<p style="text-align: center;">第20節 事業継続対策計画</p> <p>第1 基本方針</p> <p>1 企業等は、災害時の企業等の果たす役割（生命の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献・地域との共生）を十分に認識し、自ら防災体制の整備や防災訓練に努めるなど防災力向上を図る。</p>	<p style="text-align: center;">第20節 事業継続対策計画</p> <p>第1 基本方針</p> <p>1 企業等は、災害時の企業等の果たす役割（生命の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献・地域との共生）を十分に認識し、<u>自らの自然リスクを把握するとともに、リスクに応じた、リスクコントロールとリスクファイナンスの組み合わせによるリスクマネジメントの実施に努めるものとする。具体的には、自ら防災体制の整備や防災訓練、損害保険等への加入や融資枠の確保等による資金の確保に努めるなど防災力向上を図る。</u></p>
修正理由	○ 防災基本計画の修正に伴う修正	

頁	現 計 画	修 正 案												
3-3-1	<p align="center">第1節 活動体制計画</p> <p>第1 [略]</p> <p>第2 県の活動体制 [略]</p> <p>1 災害特別警戒本部 ○ [略]</p> <p>(1) 設置基準</p> <table border="1" data-bbox="256 483 826 707"> <thead> <tr> <th>設置基準</th> <th>設置の対象</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>岩手山又は秋田駒ヶ岳に噴火警報（火口周辺）又は火口周辺警報のうち噴火警戒レベル3が発表された場合</td> <td>[略]</td> </tr> </tbody> </table>	設置基準	設置の対象	岩手山又は秋田駒ヶ岳に噴火警報（火口周辺）又は火口周辺警報のうち噴火警戒レベル3が発表された場合	[略]	<p align="center">第1節 活動体制計画</p> <p>第1 [略]</p> <p>第2 県の活動体制 [略]</p> <p>1 災害特別警戒本部 ○ [略]</p> <p>(1) 設置基準</p> <table border="1" data-bbox="858 483 1449 707"> <thead> <tr> <th>設置基準</th> <th>設置の対象</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>岩手山、秋田駒ヶ岳又は栗駒山に噴火警報（火口周辺）又は火口周辺警報のうち噴火警戒レベル3が発表された場合</td> <td>[略]</td> </tr> </tbody> </table>	設置基準	設置の対象	岩手山、秋田駒ヶ岳又は栗駒山に噴火警報（火口周辺）又は火口周辺警報のうち噴火警戒レベル3が発表された場合	[略]				
設置基準	設置の対象													
岩手山又は秋田駒ヶ岳に噴火警報（火口周辺）又は火口周辺警報のうち噴火警戒レベル3が発表された場合	[略]													
設置基準	設置の対象													
岩手山、秋田駒ヶ岳又は栗駒山に噴火警報（火口周辺）又は火口周辺警報のうち噴火警戒レベル3が発表された場合	[略]													
3-3-2	<p>八幡平又は栗駒山に噴火警報（火口周辺）又は火口周辺警報（キーワードが「入山危険」の場合に限る。）が発表された場合</p> <p>[略]</p> <p>(2) 組織</p> <p>○ 災害特別警戒本部の組織は、次のとおりである。</p> <table border="1" data-bbox="256 1025 826 1122"> <tr> <td>支部職員</td> <td>支部長が指名する職員</td> </tr> </table>	支部職員	支部長が指名する職員	<p>八幡平又は栗駒山に噴火警報（火口周辺）又は火口周辺警報（キーワードが「入山危険」の場合に限る。）が発表された場合</p> <p>[略]</p> <p>(2) 組織</p> <p>○ 災害特別警戒本部の組織は、次のとおりである。</p> <table border="1" data-bbox="858 1025 1449 1122"> <tr> <td>支部職員、<u>現地連絡員</u></td> <td>支部長が指名する職員</td> </tr> </table>	支部職員、 <u>現地連絡員</u>	支部長が指名する職員								
支部職員	支部長が指名する職員													
支部職員、 <u>現地連絡員</u>	支部長が指名する職員													
3-3-3	<p>2 災害対策本部</p> <p>○ [略]</p> <p>○ [略]</p>	<p>2 災害対策本部</p> <p>○ [略]</p> <p>○ [略]</p>												
3-3-4	<p>(1) 設置基準</p> <table border="1" data-bbox="256 1346 826 2107"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>設置基準(広域支部及び地方支部は配備基準)</th> <th>配備職員の範囲</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(1) 指定職員配備(1号)体制</td> <td> <p>ア 岩手山又は秋田駒ヶ岳に噴火警報(居住地域)又は噴火警報のうち噴火警戒レベル4が発表された場合</p> <p>イ 八幡平又は栗駒山に噴火警報(居住地域)又は噴火警報が発表され</p> </td> <td>別表第9に掲げる課等の長及び主査相当職以上の職員で各部長が指名したもの並びに本部支援室の職員</td> </tr> </tbody> </table>	区分	設置基準(広域支部及び地方支部は配備基準)	配備職員の範囲	(1) 指定職員配備(1号)体制	<p>ア 岩手山又は秋田駒ヶ岳に噴火警報(居住地域)又は噴火警報のうち噴火警戒レベル4が発表された場合</p> <p>イ 八幡平又は栗駒山に噴火警報(居住地域)又は噴火警報が発表され</p>	別表第9に掲げる課等の長及び主査相当職以上の職員で各部長が指名したもの並びに本部支援室の職員	<p>(1) 設置基準</p> <table border="1" data-bbox="858 1346 1449 2107"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>設置基準(広域支部及び地方支部は配備基準)</th> <th>配備職員の範囲</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(1) 指定職員配備(1号)体制</td> <td> <p>ア 岩手山、秋田駒ヶ岳又は栗駒山に噴火警報(居住地域)又は噴火警報のうち噴火警戒レベル4が発表された場合</p> <p>イ 八幡平又は栗駒山に噴火警報(居住地域)又は噴火警報が発表され</p> </td> <td>別表第8に掲げる課等の長及び主査相当職以上の職員で各部長が指名したもの並びに本部支援室の職員</td> </tr> </tbody> </table>	区分	設置基準(広域支部及び地方支部は配備基準)	配備職員の範囲	(1) 指定職員配備(1号)体制	<p>ア 岩手山、秋田駒ヶ岳又は栗駒山に噴火警報(居住地域)又は噴火警報のうち噴火警戒レベル4が発表された場合</p> <p>イ 八幡平又は栗駒山に噴火警報(居住地域)又は噴火警報が発表され</p>	別表第8に掲げる課等の長及び主査相当職以上の職員で各部長が指名したもの並びに本部支援室の職員
区分	設置基準(広域支部及び地方支部は配備基準)	配備職員の範囲												
(1) 指定職員配備(1号)体制	<p>ア 岩手山又は秋田駒ヶ岳に噴火警報(居住地域)又は噴火警報のうち噴火警戒レベル4が発表された場合</p> <p>イ 八幡平又は栗駒山に噴火警報(居住地域)又は噴火警報が発表され</p>	別表第9に掲げる課等の長及び主査相当職以上の職員で各部長が指名したもの並びに本部支援室の職員												
区分	設置基準(広域支部及び地方支部は配備基準)	配備職員の範囲												
(1) 指定職員配備(1号)体制	<p>ア 岩手山、秋田駒ヶ岳又は栗駒山に噴火警報(居住地域)又は噴火警報のうち噴火警戒レベル4が発表された場合</p> <p>イ 八幡平又は栗駒山に噴火警報(居住地域)又は噴火警報が発表され</p>	別表第8に掲げる課等の長及び主査相当職以上の職員で各部長が指名したもの並びに本部支援室の職員												

		た場合			た場合	
	広域支部及び地方支部	<p>ア 所管区域内の火山(岩手山又は秋田駒ヶ岳に限る。)に噴火警報(居住地域)又は噴火警報のうち噴火警戒レベル4が発表された場合</p> <p>イ 所管区域内の火山(八幡平又は栗駒山に限る。)に噴火警報(居住地域)又は噴火警報が発表された場合</p>	<p>配備基準のいずれかに該当する広域支部の広域支部長、副広域支部長、広域支部委員及び主査相当職以上の職員で広域支部長が指名したものの並びに地方支部の別表第9に掲げる部の長及び主査相当職以上の職員で各支部長が指名したもの</p>		<p>ア 所管区域内の火山(岩手山、秋田駒ヶ岳又は栗駒山に限る。)に噴火警報(居住地域)又は噴火警報のうち噴火警戒レベル4が発表された場合</p> <p>イ 所管区域内の火山(八幡平又は栗駒山に限る。)に噴火警報(居住地域)又は噴火警報が発表された場合</p>	<p>配備基準のいずれかに該当する広域支部の広域支部長、副広域支部長、広域支部委員及び主査相当職以上の職員で広域支部長が指名したものの並びに地方支部の別表第8に掲げる部の長及び主査相当職以上の職員で各支部長が指名したもの</p>
	(2) 主査以上配備(2号)体制	<p>ア 岩手山又は秋田駒ヶ岳に噴火警報(居住地域)又は噴火警報のうち噴火警戒レベル5が発表された場合</p> <p>イ [略]</p>	[略]		<p>ア 岩手山、秋田駒ヶ岳又は栗駒山に噴火警報(居住地域)又は噴火警報のうち噴火警戒レベル5が発表された場合</p> <p>イ [略]</p>	[略]
	広域支部及び地方支部	<p>ア 所管区域内の火山(岩手山又は秋田駒ヶ岳に限る。)に噴火警報(居住地域)又は噴火警報のうち噴火警戒レベル5が発表された場合</p> <p>イ [略]</p>	[略]		<p>ア 所管区域内の火山(岩手山、秋田駒ヶ岳又は栗駒山に限る。)に噴火警報(居住地域)又は噴火警報のうち噴火警戒レベル5が発表された場合</p> <p>イ [略]</p>	[略]
修正理由	<ul style="list-style-type: none"> ○ 岩手県災害警戒本部要領修正に伴う修正 ○ 栗駒山火山避難計画策定に伴う修正 ○ 所要の修正 					

頁	現 計 画	修 正 案																																
3-3-13	<p>第2節 火山に関する予報・警報・情報及び気象予報・警報等の伝達計画</p> <p>第1、第2 [略]</p>	<p>第2節 火山に関する予報・警報・情報及び気象予報・警報等の伝達計画</p> <p>第1、第2 [略]</p>																																
3-3-14	<p>第3 実施要領</p> <p>1 火山に関する予報・警報・情報及び気象予報・警報等の種類及び伝達</p> <p>[略]</p> <p>(気象業務法に基づくもの)</p> <p>火山に関する予報・警報・情報の種類と内容</p> <p>火山編別紙1のとおり</p>	<p>第3 実施要領</p> <p>1 火山に関する予報・警報・情報及び気象予報・警報等の種類及び伝達</p> <p>[略]</p> <p>(気象業務法に基づくもの)</p> <p>火山に関する予報・警報・情報の種類と内容</p> <p>火山編別紙1のとおり</p>																																
3-3-15	<p>ア 噴火警戒レベルが運用されている火山の噴火警報・噴火予報</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>対象範囲</th> <th>噴火警戒レベル (キーワード)</th> <th>発表基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">噴火警報(居住地域)又は噴火警報</td> <td rowspan="2">[略]</td> <td>レベル5 (避難)</td> <td>居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が切迫している状態と予想される場合</td> </tr> <tr> <td>レベル4 (避難準備)</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">噴火警報(火口周辺)又は火口周辺警報</td> <td rowspan="2">[略]</td> <td>レベル3 (入山規制)</td> <td>居住地域の近くまで重大な影響を及ぼす噴火が発生すると予想される場合</td> </tr> <tr> <td>レベル2 (火口周辺規制)</td> <td>火口周辺に影響を及ぼす噴火が発</td> </tr> </tbody> </table>	名称	対象範囲	噴火警戒レベル (キーワード)	発表基準	噴火警報(居住地域)又は噴火警報	[略]	レベル5 (避難)	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が切迫している状態と予想される場合	レベル4 (避難準備)	[略]	噴火警報(火口周辺)又は火口周辺警報	[略]	レベル3 (入山規制)	居住地域の近くまで重大な影響を及ぼす噴火が発生すると予想される場合	レベル2 (火口周辺規制)	火口周辺に影響を及ぼす噴火が発	<p>ア 噴火警戒レベルが運用されている火山の噴火警報・噴火予報</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>対象範囲</th> <th>噴火警戒レベル (キーワード)</th> <th>発表基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">噴火警報(居住地域)又は噴火警報</td> <td rowspan="2">[略]</td> <td>レベル5 (避難)</td> <td>居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が<u>発生、あるいは切迫</u>している状態と予想される場合</td> </tr> <tr> <td>レベル4 (避難準備)</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">噴火警報(火口周辺)又は火口周辺警報</td> <td rowspan="2">[略]</td> <td>レベル3 (入山規制)</td> <td>居住地域の近くまで重大な影響を及ぼす(<u>この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ</u>)噴火が発生、<u>あるいは発生</u>すると予想される場合</td> </tr> <tr> <td>レベル2 (火口周辺規制)</td> <td>火口周辺に影響を及ぼす(<u>この範囲</u></td> </tr> </tbody> </table>	名称	対象範囲	噴火警戒レベル (キーワード)	発表基準	噴火警報(居住地域)又は噴火警報	[略]	レベル5 (避難)	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が <u>発生、あるいは切迫</u> している状態と予想される場合	レベル4 (避難準備)	[略]	噴火警報(火口周辺)又は火口周辺警報	[略]	レベル3 (入山規制)	居住地域の近くまで重大な影響を及ぼす(<u>この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ</u>)噴火が発生、 <u>あるいは発生</u> すると予想される場合	レベル2 (火口周辺規制)	火口周辺に影響を及ぼす(<u>この範囲</u>
名称	対象範囲	噴火警戒レベル (キーワード)	発表基準																															
噴火警報(居住地域)又は噴火警報	[略]	レベル5 (避難)	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が切迫している状態と予想される場合																															
		レベル4 (避難準備)	[略]																															
噴火警報(火口周辺)又は火口周辺警報	[略]	レベル3 (入山規制)	居住地域の近くまで重大な影響を及ぼす噴火が発生すると予想される場合																															
		レベル2 (火口周辺規制)	火口周辺に影響を及ぼす噴火が発																															
名称	対象範囲	噴火警戒レベル (キーワード)	発表基準																															
噴火警報(居住地域)又は噴火警報	[略]	レベル5 (避難)	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が <u>発生、あるいは切迫</u> している状態と予想される場合																															
		レベル4 (避難準備)	[略]																															
噴火警報(火口周辺)又は火口周辺警報	[略]	レベル3 (入山規制)	居住地域の近くまで重大な影響を及ぼす(<u>この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ</u>)噴火が発生、 <u>あるいは発生</u> すると予想される場合																															
		レベル2 (火口周辺規制)	火口周辺に影響を及ぼす(<u>この範囲</u>																															

			生すると予想される場合				に入った場合には生命に危険が及ぶ)噴火が発生、あるいは発生すると予想される場合
噴火予報	[略]	レベル1 (活火山であることに留意)	予想される火山現象の状況が静穏である場合、その他火口周辺等においても影響を及ぼすおそれがない場合	噴火予報	[略]	レベル1 (活火山であることに留意)	火山活動は静穏。 火山活動の状態によって、火口内で火山灰の噴出等が見られる(この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ)場合

イ 噴火警戒レベルが運用されていない火山の噴火警報・噴火予報

イ 噴火警戒レベルが運用されていない火山の噴火警報・噴火予報

3-3-16

名称	対象範囲	キーワード	発表基準
噴火警報(居住地域)又は噴火警報	[略]	居住地域 嚴重警戒	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生する可能性が高まってきていると予想される場合
噴火警報(火口周辺)又は火口周辺警報	[略]	入山危険	居住地域の近くまで重大な影響を及ぼす噴火が発生すると予想される場合

名称	対象範囲	キーワード	発表基準
噴火警報(居住地域)又は噴火警報	[略]	居住地域 嚴重警戒	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生、あるいは発生する可能性が高まってきていると予想される場合
噴火警報(火口周辺)又は火口周辺警報	[略]	入山危険	居住地域の近くまで重大な影響を及ぼす(この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ)噴火が発生、あるいは発生す

			火口周辺 危険	火口周辺に 影響を及ぼ す噴火が発 生すると予 想される場 合			ると予想さ れる場合	
							火口周辺に 影響を及ぼ す(この範囲 に入った場 合には生命 に危険が及 ぶ)噴火が発 生、あるいは 発生すると 予想される 場合	
噴火予 報	[略]	活火山で あること に留意	予想される 火山現象の 状況が静穏 である場合、 その他火口 周辺等にお いても影響 を及ぼすお それがない 場合		噴火予 報	[略]	活火山で あること に留意	火山活動は 静穏。 火山活動の 状態によっ て、火口内 で火山灰の 噴出等が見 られる(この 範囲に入っ た場合には 生命に危険 が及ぶ)場 合

2 気象予報・警報等の種類及び伝達

(1) 気象予報・警報等の種類

[略]

(気象業務法に基づくもの)

ア 情報の種類

種類		内容
気象	気象情報	[略]
に 関 する 情 報	記録的 短時間 大雨情 報	県内で数年に一度程度しか発生しないような猛烈な短時間の大雨を観測（地上の雨量計による観測）又は解析（気象レーダーと地上の雨量計を組み合わせた分析）したときに、県気象情報の一種として発表する。

2 気象予報・警報等の種類及び伝達

(1) 気象予報・警報等の種類

[略]

(気象業務法に基づくもの)

ア 情報の種類

種類		内容
気象	気象情報	[略]
に 関 する 情 報	記録的 短時間 大雨情 報	県内で大雨警報発表中に数年に一度程度しか発生しないような猛烈な短時間の大雨を観測（地上の雨量計による観測）又は解析（気象レーダーと地上の雨量計を組み合わせた分析）したときに、県気象情報の一種として発表する。 <u>この情報が発表されたときは、土砂災害や低地の浸水、中小河川の増水・氾濫といった災害発生につながるような猛烈な雨が降っ</u>

					ている状況であり、実際に災害発生 <u>の危険度が高まっている場所については、警報の「危険度分布」で確認することができる。</u>
	土砂災害警戒情報	大雨警報又は大雨特別警報が発表されている状況で、土砂災害が発生するおそれが高まったときに、市町村長が避難勧告等を発令する際の判断や住民の自主避難の参考となるよう、 <u>県と盛岡地方気象台が共同で発表する。</u>		土砂災害警戒情報	大雨警報（土砂災害）発表中に、大雨による土砂災害の危険度が更に高まったとき、市町村長の避難勧告や住民の自主避難の判断を支援するため、対象となる市町村を特定して警戒を呼びかける情報で、 <u>県と盛岡地方気象台が共同で発表する。</u>
	竜巻注意情報	積乱雲の下で発生する竜巻、ダウンバースト等による激しい突風に対して注意を呼びかける気象情報で、雷注意報が発表されている状況下において竜巻等の激しい突風の発生する可能性が高まったときに、 <u>1時間を有効期間として県単位で発表する。</u>		竜巻注意情報	積乱雲の下で発生する竜巻、ダウンバースト等による激しい突風に対して注意を呼びかける気象情報で、雷注意報が発表されている状況下において竜巻等の激しい突風の発生しやすい気象状況になっている時に、 <u>内陸、沿岸北部、沿岸南部単位で発表する。なお、実際に危険度が高まっている場所については竜巻発生確度ナウキャストで発表する。また、竜巻の目撃情報が得られた場合には、目撃情報があつた地域を示し、その周辺で更なる竜巻等の激しい突風が発生するおそれが非常に高まっている旨を内陸、沿岸北部、沿岸南部単位で発表する。この情報の有効期間は、発表から概ね1時間である。</u>

3-3-18

イ 注意報の種類と発表基準

種類	発表基準
気象注意報	<p>雪を伴う強風により災害が発生するおそれがあると予想され、<u>次の条件に該当する場合</u></p> <p>○ <u>雪を伴い、平均風速が10m/s 以上と予想される場合</u></p>

イ 注意報の種類と発表基準

種類	発表基準
気象注意報	<p>雪を伴う強風により災害が発生するおそれがあると予想され、<u>区域内の市町村で一定の基準に到達することが予想される場合</u></p> <p>[気象警報発表基準等資料編3-2-2]</p>

	<p>強風注意報</p> <p>強風により災害が発生するおそれがあると予想され、<u>次の条件に該当する場合</u></p> <p>○ <u>平均風速が10m/s以上と予想される場合</u></p>	<p>強風注意報</p> <p>強風により災害が発生するおそれがあると予想され、<u>区域内の市町村で一定の基準に到達することが予想される場合</u></p> <p>[<u>気象警報発表基準等資料編3-2-2</u>]</p>				
3-3-19	<p>ウ 警報の種類と発表基準</p> <p>[略]</p>	<p>ウ 警報の種類と発表基準</p> <p>[略]</p>				
3-3-20	<p>備考1～備考5 [略]</p>	<p>備考1～備考5 [略]</p> <p>備考6 <u>5日先までの警報級の現象の可能性が</u> <u>[高]、[中]の2段階で発表される。当日から翌日にかけては時間帯を区切って、天気予報の対象地域と同じ発表単位で、2日先から5日先にかけては日単位で、週間天気予報の対象地域と同じ発表単位（内陸、沿岸北部、沿岸南部）で発表される。</u></p> <p>備考7 <u>警報の危険度分布等の概要は次のとおりである。</u></p> <table border="1" data-bbox="890 981 1453 2101"> <thead> <tr> <th data-bbox="890 981 1134 1025">種 類</th> <th data-bbox="1134 981 1453 1025">概 要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="890 1025 1134 2101"> <u>土砂災害警戒判定メッシュ情報</u> </td> <td data-bbox="1134 1025 1453 2101"> <p><u>大雨による土砂災害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で5km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。</u></p> <p><u>2時間先までの雨量分布及び土壌雨量指数の予測を用いて常時10分毎に更新している。</u></p> <p><u>大雨警報（土砂災害）が発表され、土砂災害によって命が脅かされる危険性が認められる土砂災害危険箇所や土砂災害警戒区域（以下「土砂災害警戒区域等」）に「警戒」（赤色）が出現した場合は、当該領域に「避難準備・高齢者避難開始」、さらに、<u>土砂災害警戒情報等が発表され、「土砂災害警戒区域等」に「非常に危険」（薄い紫色）が出現した場合は、当該領域に</u></u></p> </td> </tr> </tbody> </table>	種 類	概 要	<u>土砂災害警戒判定メッシュ情報</u>	<p><u>大雨による土砂災害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で5km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。</u></p> <p><u>2時間先までの雨量分布及び土壌雨量指数の予測を用いて常時10分毎に更新している。</u></p> <p><u>大雨警報（土砂災害）が発表され、土砂災害によって命が脅かされる危険性が認められる土砂災害危険箇所や土砂災害警戒区域（以下「土砂災害警戒区域等」）に「警戒」（赤色）が出現した場合は、当該領域に「避難準備・高齢者避難開始」、さらに、<u>土砂災害警戒情報等が発表され、「土砂災害警戒区域等」に「非常に危険」（薄い紫色）が出現した場合は、当該領域に</u></u></p>
種 類	概 要					
<u>土砂災害警戒判定メッシュ情報</u>	<p><u>大雨による土砂災害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で5km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。</u></p> <p><u>2時間先までの雨量分布及び土壌雨量指数の予測を用いて常時10分毎に更新している。</u></p> <p><u>大雨警報（土砂災害）が発表され、土砂災害によって命が脅かされる危険性が認められる土砂災害危険箇所や土砂災害警戒区域（以下「土砂災害警戒区域等」）に「警戒」（赤色）が出現した場合は、当該領域に「避難準備・高齢者避難開始」、さらに、<u>土砂災害警戒情報等が発表され、「土砂災害警戒区域等」に「非常に危険」（薄い紫色）が出現した場合は、当該領域に</u></u></p>					

		「避難勧告」を発令することが基本となる。
	大雨警報（浸水害）の危険度分布	短時間強雨による浸水害発生危険度の高まりの予測を、地図上で1km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。1時間先までの表面雨量指数の予測を用いて常時10分毎に更新しており、大雨警報（浸水害）等が発表されたときに、どこで危険度が高まるかを面的に確認することができる。
	洪水警報の危険度分布	指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川（水位周知河川及びその他河川）の洪水発生危険度の高まりの予測を、地図上で概ね1kmごとに5段階に色分けして示す情報。3時間先までの流域雨量指数の予測を用いて常時10分毎に更新しており、洪水警報等が発表されたときに、どこで危険度が高まるかを面的に確認することができる。 河川の水位が水防団待機水位を越えている場合は、該当領域に「警戒」（赤色）が出現した時点で「避難準備・高齢者避難開始」、氾濫注意水位を越えている場合は、該当領域に「非常に危険」（薄い紫色）が出現した時点で「避難勧告」を発令することが基本となる。
	流域雨量指数の予測値	水位周知河川及びその他河川の各河川を対象として、上流域での降雨

<p>3-3-22</p>	<p>(2)、(3) [略]</p> <p>(4) 県の措置</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ [略] ○ [略] ○ [略] ○ [略] ○ [略] ○ [略] ○ [略] ○ 県及び市町村は相互に連携を図りながら、受領した火山に関する予報・警報・情報等について、ホームページ、いわてモバイルメール、緊急速報メール等を活用し、住民等に周知する。 	<p>(2)、(3) [略]</p> <p>(4) 県の措置</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ [略] ○ [略] ○ [略] ○ [略] ○ [略] ○ [略] ○ [略] ○ 県及び市町村は相互に連携を図りながら、受領した火山に関する予報・警報・情報等について、ホームページ、いわてモバイルメール、緊急速報メール等を活用し、住民等に周知する。 また、火口周辺の登山者等に対しては、ドローン等の新技術も活用し、速やかな情報伝達に 	<p>によって、下流の対象地点の洪水危険度がどれだけ高まるかを示した情報。6時間先までの雨量分布の予測（降水短時間予報等）を取り込んで、流域に降った雨が河川に集まり流れ下る量を計算して指数化した「流域雨量指数」について、洪水警報等の基準への到達状況に応じて危険度を色分けし時系列で表示したものを、常時10分毎に更新している。水位周知河川やその他の河川（洪水予報河川を除く）においては、水防団待機水位（又は氾濫注意水位）を越え、かつ、流域雨量指数の予測値が警報基準に達する場合は「避難準備・高齢者避難開始」、氾濫注意水位（又は避難判断水位）を越え、かつ、流域雨量指数の予測値が警報基準を大きく超過する場合は「避難勧告」を発令することが基本となる。</p>
---------------	---	---	--

		<p><u>努める。</u></p>
<p>修正理由</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 気象情報関連の修正 ○ 栗駒山火山避難計画策定に伴う修正 ○ 所要の修正 	

頁	現 計 画	修 正 案																																								
3-3-31	<p align="center">第7節 広報広聴計画</p> <p>第1 [略]</p> <p>第2 実施機関（責任者）</p> <table border="1" data-bbox="256 302 839 577"> <thead> <tr> <th>実施機関</th> <th>広報広聴活動の内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>(株) 岩手日報社 [略] (株) 日刊工業新聞社 盛岡総局</td> <td>[略]</td> </tr> </tbody> </table>	実施機関	広報広聴活動の内容	[略]	[略]	(株) 岩手日報社 [略] (株) 日刊工業新聞社 盛岡総局	[略]	<p align="center">第7節 広報広聴計画</p> <p>第1 [略]</p> <p>第2 実施機関（責任者）</p> <table border="1" data-bbox="865 302 1452 577"> <thead> <tr> <th>実施機関</th> <th>広報広聴活動の内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>(株) 岩手日報社 [略] (株) 日刊工業新聞社 東北・北海道総局</td> <td>[略]</td> </tr> </tbody> </table>	実施機関	広報広聴活動の内容	[略]	[略]	(株) 岩手日報社 [略] (株) 日刊工業新聞社 東北・北海道総局	[略]																												
実施機関	広報広聴活動の内容																																									
[略]	[略]																																									
(株) 岩手日報社 [略] (株) 日刊工業新聞社 盛岡総局	[略]																																									
実施機関	広報広聴活動の内容																																									
[略]	[略]																																									
(株) 岩手日報社 [略] (株) 日刊工業新聞社 東北・北海道総局	[略]																																									
3-3-33	<p>〔県本部の担当〕</p> <table border="1" data-bbox="256 667 839 943"> <thead> <tr> <th>部</th> <th>課</th> <th>地方支 部班</th> <th>担当業務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>[略]</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>出納局</td> <td><u>出納局</u></td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>医療部</td> <td>業務課</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> </tbody> </table>	部	課	地方支 部班	担当業務	[略]	[略]	[略]	[略]	出納局	<u>出納局</u>	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	医療部	業務課	[略]	[略]	<p>〔県本部の担当〕</p> <table border="1" data-bbox="865 667 1452 943"> <thead> <tr> <th>部</th> <th>課</th> <th>地方支 部班</th> <th>担当業務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>[略]</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>出納局</td> <td><u>総務課</u></td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>医療部</td> <td><u>経営管理課</u></td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> </tbody> </table>	部	課	地方支 部班	担当業務	[略]	[略]	[略]	[略]	出納局	<u>総務課</u>	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	医療部	<u>経営管理課</u>	[略]	[略]
部	課	地方支 部班	担当業務																																							
[略]	[略]	[略]	[略]																																							
出納局	<u>出納局</u>	[略]	[略]																																							
[略]	[略]	[略]	[略]																																							
医療部	業務課	[略]	[略]																																							
部	課	地方支 部班	担当業務																																							
[略]	[略]	[略]	[略]																																							
出納局	<u>総務課</u>	[略]	[略]																																							
[略]	[略]	[略]	[略]																																							
医療部	<u>経営管理課</u>	[略]	[略]																																							
修正 理由	<p>○ 県の組織変更に伴う修正</p> <p>○ 所要の修正</p>																																									

頁	現 計 画	修 正 案
3-3-50	<p style="text-align: center;">第17節 災害救助法の適用計画</p> <p>第1 基本方針</p> <p>1、2 [略]</p>	<p style="text-align: center;">第17節 災害救助法の適用計画</p> <p>第1 基本方針</p> <p>1、2 [略]</p> <p>3 <u>県及び市町村は、災害発生時の迅速かつ円滑な救助の実施体制の構築に向けて、あらかじめ救助に必要な施設、設備、人員等について意見交換を行うとともに、事務委任制度や救助実施市制度の積極的な活用により役割分担を明確化するなど、調査を行っておくものとする。</u></p>
修正理由	○ 防災基本計画の修正に伴う修正	

頁	現 計 画	修 正 案
3-3-51	<p align="center">第18節 避難・救出計画</p> <p>第1 [略]</p> <p>第2 実施機関（責任者） 1～3 [略]</p>	<p align="center">第18節 避難・救出計画</p> <p>第1 [略]</p> <p>第2 実施機関（責任者） 1～3 [略]</p>
3-3-52	<p>4 避難所の設置、運営</p> <p>第3 実施要領 1 避難勧告等 (1) [略]</p>	<p>4 <u>指定避難所の設置、運営</u></p> <p>第3 実施要領 1 避難勧告等 (1) [略]</p>
3-3-53	<p>(2) 避難勧告等の周知</p> <p>ア 地域住民への周知</p> <p>○ [略]</p> <p>○ [略]</p> <p>○ [略]</p> <p>○ [略]</p> <p>○ [略]</p> <p>○ [略]</p> <p>イ、ウ [略]</p>	<p>(2) 避難勧告等の周知</p> <p>ア 地域住民への周知</p> <p>○ [略]</p> <p>○ [略]</p> <p>○ [略]</p> <p>○ [略]</p> <p>○ [略]</p> <p>○ [略]</p> <p>○ <u>指定避難所までの安全な避難経路が確保できない地区については、住民等に地区内の高台への避難又は自宅待機（垂直避難）を呼びかける。</u></p> <p>イ、ウ [略]</p>
3-3-54	<p>(3) [略]</p> <p>(4) 避難の誘導</p> <p>ア 登山者等の避難誘導</p> <p>○ 県及び市町村本部長は、登山者等の避難誘導に当たっては、迅速な避難のための下山ルートへ案内するなどの対応を観光団体等と連携して実施する。</p> <p>○ [略]</p> <p>○ [略]</p>	<p>(3) [略]</p> <p>(4) 避難の誘導</p> <p>ア 登山者等の避難誘導</p> <p>○ 県及び市町村本部長は、<u>防災行政無線、緊急速報メール、ラジオ、防災ヘリコプターによる周知や、火口近くに位置する避難促進施設等への連絡などにより、登山者等に立入規制範囲内から規制範囲外への避難や近くの建物への緊急避難を伝達する。なお、外国人対応として、多言語での呼びかけを行うよう努める。また、登山者等の避難誘導に当たっては、迅速な避難のための下山ルートへ案内するなどの対応を観光団体等と連携して実施する。</u></p> <p>○ [略]</p> <p>○ [略]</p> <p>○ <u>火口近くに位置する避難促進施設の施設管理者等は施設利用者や施設周辺の登山者等へ、避難小屋や施設内への緊急退避を呼びかける。また、市町村や観光協会等と連携し、施設利用</u></p>

<p>3-3-56</p>	<p>イ 住民等の避難誘導</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ [略] ○ [略] ○ [略] ○ [略] <p>2、3 [略]</p> <p>4 避難場所の開設</p> <p>5 避難所の設置、運営</p> <p>(1) 避難所の設置</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 市町村本部長は、あらかじめ定める避難計画に従い、避難所を設置した場合は、食料水、毛布、医薬品、仮設トイレ、テレビ、ビデオ、洗濯機、乾燥機等、避難生活に必要な物資等を調達する。 ○ [略] ○ 市町村本部長は、避難所の設置に当たっては、在宅の要配慮者に配慮した環境の確保に努める。 ○ 市町村本部長は、当該市町村が設置する避難所だけでは対応できない場合においては、次の方法により避難所を確保する。 <p>ア 隣接市町村長と協議し、当該市町村地域内にある建物又は土地を、委託し、又は借上げて避難所を設置する。</p> <p>イ 県本部長と協議し、県有の施設又は民間アパート等を避難所とする。</p> <p>ウ 県本部長は、イの場合に備え、あらかじめ、県有施設又は民間アパート等の中から、避難所を選定する。</p> <p>エ 隣接市町村長及び県本部長は、受入れ体制を整備するとともに、その運営に協力する。また、市町村本部長は、所属職員の内から管理者を定め、当該避難所の運営に当たる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 市町村本部長は、避難所を開設した場合、次の事項を住民等に周知するとともに、県に報告する。 	<p><u>者や施設周辺の登山等の規制対象外への避難誘導を行う。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ <u>緊急下山・避難時の経路は、火口から遠くなる方向を基本とする。また、火口が特定できる場合は、火山活動状況や風向き等も考慮し、最も安全な方向とする。火口が特定できない場合には、最寄りの登山道・道路を避難経路とする。</u> <p>イ 住民等の避難誘導</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ [略] ○ [略] ○ [略] ○ [略] <p>○ <u>市町村は、泥流の発生状況を確認後、避難所等への避難誘導を行う。</u></p> <p>2、3 [略]</p> <p>4 避難場所の開放</p> <p>5 指定避難所の設置、運営</p> <p>(1) 指定避難所の設置</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 市町村本部長は、あらかじめ定める避難計画に従い、<u>指定避難所</u>を設置した場合は、食料水、毛布、医薬品、仮設トイレ、テレビ、ビデオ、洗濯機、乾燥機等、避難生活に必要な物資等を調達する。 ○ [略] ○ 市町村本部長は、<u>指定避難所</u>の設置に当たっては、在宅の要配慮者に配慮した環境の確保に努める。 ○ 市町村本部長は、当該市町村が設置する<u>指定避難所</u>だけでは対応できない場合においては、次の方法により避難所を確保する。 <p>ア 隣接市町村長と協議し、当該市町村地域内にある建物又は土地を、委託し、又は借上げて<u>指定避難所</u>を設置する。</p> <p>イ 県本部長と協議し、県有の施設又は民間アパート等を<u>指定避難所</u>とする。</p> <p>ウ 県本部長は、イの場合に備え、あらかじめ、県有施設又は民間アパート等の中から、<u>指定避難所</u>を選定する。</p> <p>エ 隣接市町村長及び県本部長は、受入れ体制を整備するとともに、その運営に協力する。また、市町村本部長は、所属職員の内から管理者を定め、当該<u>指定避難所</u>の運営に当たる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 市町村本部長は、<u>指定避難所</u>を開設した場合、次の事項を住民等に周知するとともに、県に報告する。
---------------	--	--

<p>3-3-57</p>	<p>ア [略] イ 開設箇所数及び各避難所の避難者数 ウ [略] ○ 避難所での受入れの対象となる者は、次に掲げる者とする。 [略] ○ 市町村本部長は、避難所の電気、水道等のライフラインの回復に時間を要すると見込まれる場合や、道路の途絶による孤立が続くと見込まれる場合は、<u>当該地域に避難所を設置・維持することの適否を検討し、必要な措置を講じる。</u> (2) 避難所の運営 ○ 市町村本部長は、あらかじめ定める避難計画及びその作成した避難所の設置及び運営に係るマニュアルに従い、避難所の円滑な運営に努める。この場合において、市町村本部長は、避難所の生活環境が常に良好なものとなるよう、保健師、管理栄養士等による巡回や岩手県災害派遣福祉チームの活用を通じて、その状況把握に努め、必要な対策を講じる。 ○ 市町村本部長は、避難所の管理者等と連携を図り、安否情報、食料、生活必需品等の配給及び被災者生活支援等に関する情報を提供するものとし、避難者が適切に情報を得られるよう、活用する媒体に配慮する。 ○ [略] ○ [略] ア～カ [略] キ 避難所への警察官の配置による安全の確保</p>	<p>ア [略] イ 開設箇所数及び各<u>指定</u>避難所の避難者数 ウ [略] ○ <u>指定</u>避難所での受入れの対象となる者は、次に掲げる者とする。 [略] ○ 市町村本部長は、<u>指定</u>避難所の電気、水道等のライフラインの回復に時間を要すると見込まれる場合や、道路の途絶による孤立が続くと見込まれる場合は、<u>あらかじめ指定避難所に指定されていたとしても、原則として開設しないものとする。</u> (2) 指定避難所の運営 ○ 市町村本部長は、あらかじめ定める避難計画及びその作成した<u>指定</u>避難所の設置及び運営に係るマニュアルに従い、<u>指定</u>避難所の円滑な運営に努める。この場合において、市町村本部長は、<u>指定</u>避難所の生活環境が常に良好なものとなるよう、保健師、管理栄養士等による巡回や岩手県災害派遣福祉チームの活用を通じて、その状況把握に努め、必要な対策を講じる。 ○ 市町村本部長は、<u>指定</u>避難所の管理者等と連携を図り、安否情報、食料、生活必需品等の配給及び被災者生活支援等に関する情報を提供するものとし、避難者が適切に情報を得られるよう、活用する媒体に配慮する。 ○ [略] ○ [略] ア～カ [略] キ <u>指定</u>避難所への警察官の配置による安全の確保</p>
<p>修正理由</p>	<p>○ 防災基本計画の修正に伴う修正 ○ 栗駒山火山避難計画策定に伴う修正</p>	

頁	現 計 画	修 正 案
3-3-59	<p style="text-align: center;">第19節 医療・保健計画</p> <p>第1 基本方針</p> <p>1 救急・救助の初動体制を確立し、県内の災害派遣医療チーム（以下、本節中「岩手DMAT」という。）、関係医療機関及び防災関係機関との密接な連携の下に、迅速かつ適切な医療活動を行う。</p> <p>2～6 [略]</p>	<p style="text-align: center;">第19節 医療・保健計画</p> <p>第1 基本方針</p> <p>1 救急・救助の初動体制を確立し、県内の災害派遣医療チーム（以下、本節中「岩手DMAT」という。）、関係医療機関及び防災関係機関との密接な連携の下に、迅速かつ適切な医療活動を行う。</p> <p><u>県は、岩手DMAT等及びドクターヘリに関する派遣計画の作成等により、医療活動の総合調整を行う。</u></p> <p>2～6 [略]</p> <p><u>7 県は、被災都道府県の要請に基づき、被災市町村の保健医療調整本部及び保健所の総合調整等の円滑な実施を応援するため、災害時健康危機管理支援チームの応援要請を行う。</u></p> <p><u>8 県は、大規模災害時に保健医療活動チームの派遣調整、保健医療活動に関する情報の連携、整理及び分析等の保健医療活動の総合調整を遅滞なく行うための本部の整備に努める。</u></p> <p><u>9 災害時を想定した情報の連携、整理及び分析等の保健医療活動の総合調整の実施体制の整備に努める。</u></p>
修正理由	○ 防災基本計画の修正に伴う修正	

頁	現 計 画	修 正 案
3-3-64	<p>第23節 応急仮設住宅の建設等及び応急修理計画</p> <p>第1、第2 [略]</p> <p>第3 実施要領 1～6 [略]</p>	<p>第23節 応急仮設住宅の建設等及び応急修理計画</p> <p>第1、第2 [略]</p> <p>第3 実施要領 1～6 [略]</p> <p><u>7 空き家の活用</u></p> <p>○ <u>市町村本部長は、管内の空き家情報とその活用について検討を行う。</u></p>
修正理由	○ 栗駒山火山避難計画策定に伴う修正	

頁	現 計 画	修 正 案																								
3-3-70	<p>第26節 行方不明者等の捜索及び遺体の処理・埋葬計画</p> <p>第1 [略]</p> <p>第2 実施機関（責任者）</p> <p>[略]</p> <p>[県本部の担当]</p> <table border="1" data-bbox="272 483 842 622"> <thead> <tr> <th>部</th> <th>課</th> <th>地方支部班</th> <th>担当業務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>[略]</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>医療部</td> <td>業務課</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> </tbody> </table>	部	課	地方支部班	担当業務	[略]	[略]	[略]	[略]	医療部	業務課	[略]	[略]	<p>第26節 行方不明者等の捜索及び遺体の処理・埋葬計画</p> <p>第1 [略]</p> <p>第2 実施機関（責任者）</p> <p>[略]</p> <p>[県本部の担当]</p> <table border="1" data-bbox="874 483 1444 622"> <thead> <tr> <th>部</th> <th>課</th> <th>地方支部班</th> <th>担当業務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>[略]</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>医療部</td> <td>医事企画課</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> </tbody> </table>	部	課	地方支部班	担当業務	[略]	[略]	[略]	[略]	医療部	医事企画課	[略]	[略]
部	課	地方支部班	担当業務																							
[略]	[略]	[略]	[略]																							
医療部	業務課	[略]	[略]																							
部	課	地方支部班	担当業務																							
[略]	[略]	[略]	[略]																							
医療部	医事企画課	[略]	[略]																							
修正理由	○ 所要の修正																									

岩手県地域防災計画（火山災害対策編）修正案について

1 火山防災協議会の意見聴取

火山災害対策に係る地域防災計画の修正に当たっては、火山防災協議会の意見を聞かなければならないとされていることから、今般作成された「栗駒山火山避難計画」を踏まえた「岩手県地域防災計画（火山災害対策編）」の修正案について、ご意見を伺うもの。

2 地域防災計画（火山災害対策編）修正案の概要

栗駒山火山避難計画に記載された内容のうち、本県の他の火山における避難等の活動においても実施すべき内容等について盛り込もうとするもの。

主な修正点（詳細は別添新旧対照表のとおり）

- ① 火山に関する予報・警報・情報の種類と内容の変更
- ② ドローンによる登山者等への情報伝達
- ③ 登山者等の避難誘導・救出
- ④ 空き家の活用
- ⑤ その他所要の整理

◆ 活動火山対策特別措置法（抜粋）

（都道府県地域防災計画に定めるべき事項等）

第5条 都道府県防災会議（災害対策基本法（昭和三十六年法律第二百二十三号）第十四条第一項の都道府県防災会議をいう。以下同じ。）は、第三条第一項の規定による警戒地域の指定があつたときは、都道府県地域防災計画（同法第四十条第一項の都道府県地域防災計画をいう。次項及び第九条において同じ。）において、当該警戒地域ごとに、次に掲げる事項について定めなければならない。

- (1) 火山現象の発生及び推移に関する情報の収集及び伝達並びに予報又は警報の発令及び伝達に関する事項
- (2) 市町村防災会議（災害対策基本法第十六条第一項の市町村防災会議をいい、これを設置しない市町村にあつては、当該市町村の長とする。以下同じ。）又は市町村防災会議の協議会（同法第十七条第一項の市町村防災会議の協議会をいう。第十条第二項において同じ。）が次条第一項第二号及び第三号（これらの規定を第十条第二項において準用する場合を含む。）に掲げる事項を定める際の基準となるべき事項
- (3) 避難及び救助に関し市町村の区域を超えた広域的な見地から行う調整に関する事項
- (4) 前三号に掲げるもののほか、警戒地域における火山の爆発による人的災害を防止するために必要な警戒避難体制に関する事項

2 都道府県防災会議は、前項の規定により都道府県地域防災計画において同項各号に掲げる事項を定めようとするときは、あらかじめ、火山防災協議会の意見を聴かななければならない。当該事項を変更しようとするときも、同様とする。

平成 31 年 3 月 1 4 日

栗駒山火山防災協議会の今後の主な取組（案）

平成 31 年度以降の栗駒山に係る火山防災対策について、活動火山対策特別措置法に基づき、火山地域の関係者が一体となり、専門的知見を取り入れながら、警戒避難体制の構築を図ることとし、次のとおり取組みを実施する。

年度	実施主体	取組内容（予定）
平成 28 年度	栗駒山火山防災協議会	【ハザードマップの作成】 水蒸気噴火が発生した場合に想定される災害状況について作成
平成 29 年度	栗駒山火山防災協議会	【ハザードマップの作成】 マグマ噴火等が発生した場合に想定される災害状況について作成 【ハザードマップの周知等】 水蒸気噴火を想定したハザードマップの、観光客や登山者等への周知方法等について、検討し実施
平成 30 年度	仙台管区気象台、栗駒山火山防災協議会	【噴火警戒レベルの設定】 噴火活動の段階に応じた入山規制・避難等を協議し設定 作業部会により、必要な検討を実施
	栗駒山火山防災協議会	【避難計画の作成】 避難場所、避難経路、避難手段等、火山地域全体の避難対応をまとめた計画を作成 作業部会により、必要な検討を実施 関係自治体間で費用負担
		【ハザードマップの周知等】 水蒸気噴火及びマグマ噴火等を想定したハザードマップの、観光客や登山者等への周知方法等について、検討し実施
平成 31 年度	栗駒山火山防災協議会	【火山防災マップの作成】 避難計画を踏まえ、ハザードマップに、避難場所、避難経路など、住民等が避難するために必要な防災情報を付加したマップを作成 ① 検討組織：作業部会により、必要な検討を実施 ② 費用負担：関係自治体間で協議
		【避難確保施設の選定基準等の設定】 避難確保計画を作成すべき避難促進施設等の選定基準等を設定
		【火山防災マップによる避難対応等の周知】 火山防災マップ完成後、順次、避難対応等について住民等へ周知
平成 32 年度以降	市町村	【市町村地域防災計画の修正】 「避難確保計画」を作成すべき避難促進施設等の名称等を規定（施設等と連携を図り、防災対策を実施）
	避難促進施設の管理者等	【避難確保計画の作成】 避難促進施設（集客施設、要配慮者利用施設等）の管理者等による計画の作成 （施設利用者等へ周知を図り、防災対策を実施）

※ その他に、各種事業の進捗に合わせて、県及び市町村の地域防災計画を随時修正。

活動火山対策特別措置法（昭和48年法律第61号）の概要

※活動火山対策特別措置法の一部を改正する法律（平成27年法律第52号。公布（同年7月8日）後6か月以内に施行。）による改正後のもの

1. 目的

火山の爆発その他の火山現象により著しい被害を受け、又は受けるおそれがあると認められる地域等について、活動火山対策の総合的な推進に関する基本的な指針を策定するとともに、警戒避難体制の整備を図るほか、避難施設、防災営農施設等の整備及び降灰除去事業の実施を促進する等特別の措置を講じ、もって当該地域における住民、登山者その他の者の生命及び身体の安全並びに住民の生活及び農林漁業、中小企業等の経営の安定を図ることを目的とする。

2. 概要

国による活動火山対策の推進に関する基本指針の策定（第2条）

火山災害警戒地域の指定（第3条）

警戒避難体制の整備を特に推進すべき地域を国が指定（常時観測火山周辺地域を想定）

火山防災協議会（第4条）

…関係者が一体となり、専門的知見も取り入れながら検討

・ 都道府県・市町村は、火山防災協議会を設置（義務）

必須構成員

都道府県・市町村	気象台	地方整備局等 (砂防部局)	
火山専門家	自衛隊	警察	消防

必要に応じて追加

観光関係団体 等

※他、環境事務所、森林管理局、交通・通信事業者等。集客施設や山小屋の管理者も可。

協議事項

・ 噴火警戒レベルの設定、これに沿った避難体制の構築など、一連の警戒避難体制について協議

噴火シナリオ ※噴火に伴う現象と及ぼす影響の推移を時系列に整理したもの
火山ハザードマップ ※噴火に伴う現象が及ぼす範囲を地図上に示したもの

噴火警戒レベル

※噴火活動の段階に応じた入山規制、避難等

避難計画

※避難場所、避難経路、避難手段等を示したもの

【協議会の意見聴取を経て、地域防災計画に記載（義務）】

【都道府県】（第5条）

1. 火山現象の発生・推移に関する情報の収集・伝達、予警報の発令・伝達（都道府県内）

2. 右の2、3を定める際の基準

3. 避難・救助に関する広域調整等

【市町村】（第6条）

1. 火山現象の発生・推移に関する情報の収集・伝達、予警報の発令・伝達（市町村内）

2. 立退きの準備等避難について市町村長が行う通報等（噴火警戒レベル）

3. 避難場所・避難経路

4. 集客施設・要配慮者利用施設の名称・所在地

5. 避難訓練・救助等

【市町村長の周知義務】（第7条）

火山防災マップの配布等により、避難場所等、円滑な警戒避難の確保に必要な事項を周知



【火山防災マップの例（桜島）】

【避難確保計画の作成義務】（第8条）

集客施設（ロープウェイ駅、ホテル等）や要配慮者利用施設の管理者等による計画作成・訓練実施

避難施設緊急整備地域の指定（第13条）

避難施設緊急整備計画の作成（第14条）

＜都道府県知事＞

※道路・港湾・広場・退避ごう等の整備、学校・公民館等の不燃堅牢化

防災営農施設整備計画等の作成（第19条）

＜都道府県知事＞

※農林水産物の被害を防除するための施設の整備等

降灰除去事業の実施（第22条）

＜市町村＞

※道路、下水道、都市排水路、公園、宅地

降灰防除地域の指定（第23条）

降灰防除事業の実施（第24条～26条）

※地域内の教育施設、社会福祉施設での空気調和施設等の整備、医療施設・中小企業者の施設等整備に対する低利資金融通

- 自治体による登山者等の情報把握や登山者等の安全確保に関する努力義務（第11条）
- 治山・治水事業の推進（第27条）
- 人の健康等に及ぼす影響の調査・研究の推進（第29条）
- 研究観測体制の整備、研究機関相互の連携の強化、火山専門家の育成・確保（第30条）

栗駒山登山道の安全対策について

平成 31 年 3 月 14 日 岩手県環境生活部自然保護課

1 栗駒山の硫化水素濃度上昇に伴う経過

(1) 今年度の対応

昭和湖付近で硫化水素濃度に高い値が出ているとの情報を平成 30 年 8 月 1 日に受け、一関市と協議して次の対策を行った。

- ・ 昭和湖付近の立入制限ロープ及びベンチを 2～3 m 昭和湖から離す方向に移設
- ・ 注意喚起の看板を、昭和湖付近の 3 箇所と須川ビジターセンター、須川温泉登山口に設置

(2) 岩手県の火山活動に関する検討会での発言内容（平成 30 年 12 月 19 日開催。第 59 回。）

- ・ 地震活動・地殻変動とも大きな変化はなく、落ち着いた状態で推移
- ・ 昭和湖付近においては、平成 30 年 6 月 6 日から 9 月 4 日に連続観測をしたところ、硫化水素濃度が瞬間最大で 241ppm と高い観測結果となっており、注意が必要
- ・ 当該濃度は、非常に危険であり対応が必要

(3) 有識者との意見交換

上記検討会後の 12 月下旬から 1 月中旬に総合防災室とともに個別に有識者を訪問し、意見を聴取した結果は次のとおり

- ・ 昭和湖付近を避けつつ現道を活用する場合は、ガス監視を確実に行うことが課題。
- ・ 迂回ルート開設までは警告回転灯も併用し、登山者への周知が必要。
- ・ 立山（富山県）、草津（群馬県）では、ガス濃度観測で登山道閉鎖している例もある。
- ・ ガス濃度が高いのは 1 時間程度であるため、現道を活用しつつモニタリングし、登山者へ注意喚起を図ってはどうか。
- ・ 昭和湖付近ガス濃度は無風時が高く、南西の風があると低くなる。
- ・ 昭和湖を通るルートはリスクが高いことから別ルートを考えた方が良いのではないか。

2 他の火山における事例

(1) 草津白根山（群馬県草津町役場から聞き取り）

町により年 4 回の定期観測を実施し、警報装置による危険状態の周知を行いながら登山道を利用させていたが、草津白根山の火山活動による活発化により入山規制中。

(2) 立山地獄谷（環境省立山管理官事務所から聞き取り）

硫化水素濃度は常時検出されているため、大地獄谷歩道の通行を禁止。（亜硫酸ガスが発生していることも考慮。）

このほか、風向き等により火山ガスの流入が予想される登山道に関しては注意喚起を実施。

3 今後の対応方向

- (1) 各委員との意見交換により、昭和湖に近づかせないことが危険を回避する上で重要との意見があったことから、登山者の人命保護を最優先とする観点で、昭和湖を通過する登山道を終日通行止めとすることとし、当分の間、地獄谷・昭和湖を通行しない産沼コースを迂回ルートとする。
- (2) そのため、山開き前に昭和湖を通過する登山道の入り口にバリケードなど進入禁止措置を講ずるとともに、迂回ルートと併せ、登山者及び観光関係者等への周知を行う。
- (3) また、産沼コースについて、平成 31 年 4 月以降の雪融け状況を見ながら刈り払いや標識など安全対策を行う。

栗駒山登山を 安全に 楽しむために



岩手県一関市

！ 火山ガスに注意

- 火山ガスに注意しましょう。
- 硫化水素は、卵が腐ったような臭いがします。
- 二酸化硫黄は、ツンとして鼻や喉に刺激があります。
- 二酸化炭素は、めまいや呼吸困難を感じます。

これらの臭いなどを感じた場合は、立ち止まらずにすぐに風上方向に移動してください。また、体調に異変を感じたら、すぐに下山するようにしましょう。



地獄谷

昭和湖

火山ガスが沢沿いに溜まって 火山ガスが噴出しているのて いることがあるので風の強い時 近づかない！ は立ち止まらな！

日本火山学会 編 「安全に火山を楽しむために」パンフレットより参照

栗駒山は活火山

栗駒山は1944年に水蒸気爆発を起こした活火山です。現在も地震活動や噴気活動が認められ、気象庁の常時観測火山に指定されています。昭和湖や地獄谷では有害な火山ガスが噴出しています。活火山である以上、活動が急変することでも理解した上で登山を楽しみましょう。

気象庁ホームページにリンク



登山前には火山活動状況を確認しましょう。横のQRコードで火山活動状況が確認できます。

！ 登山時の注意

- 1 登山スケジュールは余裕をもって立てましょう。
- 2 入山前に必ず、須川高原温泉内にある登山者名簿に記入しましょう。
- 3 草木を折ったり、持ち帰らないようにしましょう。
- 4 自分で出たごみは持ち帰りましょう。
- 5 登山道以外の立ち入りは禁止されます。
- 6 地震や地鳴りなどの異変を感じたら速やかに下山してください。
- 7 火山活動に異常が認められた場合は、入山者に対しヘリコプターやラジオで下山を呼びかけますので、その際は直ちに下山しましょう。

日本火山学会 編 「安全に火山を楽しむために」パンフレットより参照

栗駒山

栗駒山は宮城県、秋田県、岩手県にまたがる標高1,626mの人気登山スポットです。季節によって様々な姿を見せ、新緑や高山植物、紅葉を楽しむことができます。また、5月中旬の山開きには残雪の中で登山出来ることも魅力です。しかし、栗駒山は1944年に水蒸気爆発を起こしている活火山です。栗駒山は活火山であることに十分留意して火山でしか見られない美しい景観を楽しみましょう。



地獄谷

登山口

周辺の人気観光スポット

厳美溪
国の名勝天然記念物で岩手屈指の絶景。名物「空飛ぶだんご」も見えます。

- JR一関駅から岩手県交通バス厳美溪行で21分
- 須川高原温泉から車で54分

狹鼻溪
約2kmに渡って鋭く峻険に流れる砂鉄川と断崖絶壁の風景を舟旅で堪能できます。

- JR一関駅からJR大船渡線で31分、下車後徒歩5分
- 須川高原温泉から車で1時間30分

栗駒山へのアクセス

バス	約1時間30分
一ノ関駅⇨須川温泉 岩手県交通 一関営業所 TEL 0191-23-4250	
車	4時間
一関 I C ⇨ 須川温泉	

栗駒山観光についての
お問い合わせは
ココ!
栗駒山観光について
（一社）一関市観光協会（課案内所）
一関市駅前1 TEL 0191-23-2350
一関市商工労働部商業観光課
一関市竹山町7-2 TEL 0191-21-2111

栗駒山は、恵まれた自然と火山の営みの両方を楽しむことができる美しい山です。しかし、突発的に水蒸気爆発が発生したり、普段でも有毒な火山ガスが噴出している場所もある活火山です。

この冊子は2017年に栗駒山火山防災協議会が作成した水蒸気爆発を想定したハザードマップを踏まえ、登山者の方々が安全に登山を楽しめるように防災情報を盛り込んだ登山ガイドマップを作成しました。

- 企画：岩手県 総務部 総合防災室
(問い合わせ先: 019-629-5155)
- データ提供：栗駒山火山防災協議会
- 写真提供：一関市商工労働部商業観光課
(一社)一関市観光協会
- 制作：岩手県立大学 総合政策学部
3年 伊藤 一輝
- 監修：岩手県立大学 総合政策学部
教授 伊藤 英之(火山学)

2018年3月

※この冊子は、平成29年度岩手県立大学地域連携型地域協働研究(カテゴリー0)の成果に基づいて作成しました。

